

バイク置場使用契約書

森の里セントラルビューハイブ住宅管理組合法人（以下「甲」という。）と本マンション_____号棟_____号室
_____（以下「乙」という。）とは、甲が管理するバイク置場を乙が使用することにつ
つき、下記の通りバイク置場使用契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（使用場所）

本契約により駐輪する場所は、次の通りとする。

所 在 厚木市森の里 3 丁目 8 番地内バイク置場
駐輪位置 第_____号

第 2 条（契約車両）

本契約により乙が駐輪する車両は、次の通りとする。

車 名 _____
車両登録番号 _____

第 3 条（使用目的）

乙は、第 1 条記載の指定場所を第 2 条記載の車両を駐輪することのみについて、使用することが
できる。

第 4 条（車両の変更）

乙は、第 2 条記載の車両を変更する場合には、速やかに申し出なければならない。

第 5 条（使用料）

使用料については、管理規約集別表第 6 に定める金額とする。

第 6 条（使用料の改定）

使用料は、管理組合定期総会の決議をもって、改定できるものとする。

第 7 条（譲渡・転貸等の禁止）

乙は、理由の如何を問わず、この契約に基づく権利を第三者に譲渡・転貸・無償貸与並びに担
保提供等の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第 8 条（甲の責任）

乙の所有する車両の駐輪中、若しくは置場への出入りに際し、当該車両または付属設備並びに
積載物等の火災、故障、損傷、盗難等、甲の責に帰さない理由に基づく損害が生じても、甲は一

切その責を負わないものとする。

第 9 条（乙の責任範囲）

乙は、置場使用にあたり、その設備及び他の駐輪中の車両または自転車に損害を与えた場合には、
乙の責任において処理解決をするものとする。

第 10 条（バイク置場使用細則の遵守）

乙または同乗者は、バイク置場使用細則を遵守しなければならない。

第 11 条（解約の申入れ）

乙は、解約の申入れをする時は、解約日の 1 ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第 12 条（契約の解除）

乙が、下記各号の一つに該当するときは、甲は乙に対して何ら通知勧告を要しないで、直
ちに本契約を解除することができるものとする

- (1) 第 6 条に定める使用料の支払を 2 ヶ月以上怠ったとき。
- (2) バイク置場使用細則に違反したとき。
- (3) その他、本契約各条項に違反したとき。

第 13 条（バイク置場の明渡し）

前項の解除により、本契約が終了したときは、乙は速やかに解約の手続きを済ませ、車両
を搬出して置場を明け渡さなければならない。

本契約を証するため本証 2 通を作成し、甲乙双方署名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 森の里セントラルビューハイブ住宅管理組合法人

乙 _____号棟_____号室

_____ 印